

学校体育施設開放 使用者の遵守事項 (使用団体用)

1. 学校体育施設開放事業実施要綱及び使用承諾の条件に従ってください。
2. 開放施設の使用にあたっては、当該開放校の運営委員会の使用調整に従ってください。
3. 地域全体で使用できるよう、また開放事業が円滑に進められるよう、使用者は次のことを守ってください。
 - (1) 使用者の安全管理には十分注意するとともに、施設、設備、または用具等を破壊しないこと。特に、体育館については火災予防に、プールについては安全管理に十分配慮しその体制を整えること。体育館並びに倉庫等の鍵の開閉は使用団体で行い、使用後は鍵を元に戻すこと。
 - (2) 予期しない事故、災害等が考えられるので救急箱の準備をはじめ応急処置ができる体制を整えること。またスポーツ傷害保険の加入等、事故に備えておくこと。
 - (3) 使用時間を厳守して、承諾された内容以外で使用しないこと。また開放施設以外に立入らないこと。トイレ、手足洗場の使用については清潔と美化に努めること。
 - (4) 自転車は定められた場所以外には駐輪しないこと。路上等の迷惑駐車はしないこと。
学校敷地内への車の乗り入れは、原則として荷物の搬出・搬入時のみ可能とします。
 - (5) 近隣の住民のみなさん等に迷惑をかける不必要な発声、またはボールの投入等はないこと。
 - (6) 使用に際し生じたゴミは学校に残さず使用団体ごとにまとめて持ち帰ること。ジュースの缶及びビン類も必ず持ち帰ること。
 - (7) **学校敷地内は禁煙です。**
 - (8) 運動用具については各自持参すること。
 - (9) 天候、その他の理由によって使用できないことがあるので、学校関係者等の指示に従うこと。
 - (10) 団体の責任者は、この「使用者の遵守事項」を対戦相手も含め使用者全員が守るように努めること。
 - (11) 使用団体が建物、附属物または器具等を破損した場合は、その使用団体に弁償いただきますが、その額及び支払い方法等は、学校開放事務担当者と連絡を取りすみやかに処置してください。(破損した経緯等を開放日誌に記入すること。)
4. 雨天等によるグラウンドの使用の可否については、必ず当該開放校へ来て、使用団体で判断してください。電話による問い合わせには対応できません。なお、グラウンド不良の場合は使用を控えてください。
5. 学校体育施設の使用にあたっては近隣住民のみなさんの迷惑にならないよう、十分に配慮を行ってください。
6. 使用終了後は責任者が開放日誌に必要事項（使用人数等）を必ず記入してください。
使用者の遵守事項に違反した場合、または翌日以降の学校教育に支障が出た場合は、以後の使用を認めないことがありますので、ご注意ください。

施設の管理及び開放時の使用については、登録使用団体が自主的に管理・運営を行ってください。